

日本農林規格等に関する法律施行規則第 48 条第 2 項の主務大臣が定める農林物資

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1417号  
改正：平成25年12月20日農林水産省告示第3084号  
改正：平成27年3月9日農林水産省告示第512号  
改正：平成27年3月27日農林水産省告示第714号  
改正：平成30年3月29日農林水産省告示第695号  
改正：令和元年8月15日農林水産省告示第677号  
改正：令和4年9月22日農林水産省告示第1472号  
最終改正：令和4年9月28日農林水産省告示第1482号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第48条第2項の主務大臣が定める農林物資は、次に掲げるものとする。

- 一 素材
- 二 保存処理を施していない製材（天然乾燥処理を施したものを除く。）

最終改正時の制定文（令和4年9月28日農林水産省告示第1482号）抄  
令和4年10月1日から施行する。